

(裏面)

狩猟者登録手数料及び狩猟税について

○狩猟者登録手数料 (1件につき)

手数料	登録申請件数※	備考※
1,800円	枚	<input type="checkbox"/> 1,800円 <input type="checkbox"/> 3,600円 <input type="checkbox"/> 5,400円

○狩猟税

免許の種類	税率適用区分	税額 (円)		
		狩猟者の登録の区分		
		1・2※	3・4※	左以外※
第一種銃猟	ア：下記イ以外の方	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 免除	<input type="checkbox"/> 8,200円 <input type="checkbox"/> 5,500円	<input type="checkbox"/> 16,500円 <input type="checkbox"/> 11,000円
	イ：当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、次のいずれかに該当する方で、住所地の市町村長が発行した証明書を添付した方 (1) 農林水産業に従事している方 (2) 控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない方 (3) 今年度の都道府県民税の所得割額の納付を要しない方の控除対象配偶者又は扶養親族			
網猟又はわな猟	上記イ以外の方		<input type="checkbox"/> 4,100円	<input type="checkbox"/> 8,200円
	第一種銃猟のイと同様		<input type="checkbox"/> 2,700円	<input type="checkbox"/> 5,500円
第二種銃猟	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		<input type="checkbox"/> 2,700円	<input type="checkbox"/> 5,500円

※□は記入しないでください。

(注1) 免許の種別は、次のように使用する猟具により異なります。

網猟・・・網

わな猟・・・わな

第一種銃猟・・・装薬銃

第二種銃猟・・・空気銃

なお、第一種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合は、その空気銃に係る狩猟税は非課税となります。

(注2) 次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和11年3月31日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

※ 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方・・・課税を免除

(対象鳥獣捕獲員とは、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第2項に該当する者、認定鳥獣捕獲等事業者方とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第2項第1号に規定される者を指します。)

※ 狩猟者登録の申請前1年以内に許可捕獲等を行った方・・・上記税率に2分の1を乗じた税率

(許可捕獲等を行った方とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律第9条第1項の許可を受けてその捕獲等を行った者又は、許可を受けた者の従事者としてその捕獲等に従事した者を指します。)

狩猟税については、こちらをご覧ください。

(狩猟税：<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/shuryou.html>)